

## 2015年第2回定例会 代表質問と答弁

2015年6月17日

日本共産党港区議員団 いのくま正一

1. 高すぎる国民健康保険料の引き下げを
2. 介護保険料の引き下げを
3. 東日本大震災の「集中復興期間」の延長を求める要望書提出について
4. 区の入札制度の改善について
5. 賞味期限が迫る備蓄品の有効活用について
6. ちいばすの路線拡大、改善について
7. 感震ブレーカー設置助成について
8. 国有地、都有地の活用について
9. 大阪都構想について
10. みなとパーク芝浦の駐車場料金の無料化について
11. 区立図書館の開館時間の延長について
12. 区立図書館の指定管理者制度導入について
13. 小学校の移動教室・夏季学園の中止決定後の対策

日本共産党港区議員団を代表して区長、教育長に質問します。

4月の区議会議員選挙で、日本共産党へのご支持をお寄せいただいた、多くの方々に感謝するとともに、私たちが選挙で掲げた公約を実現するため、区民の暮らしを一步でも二歩でも前進させるため、今まで以上に提案型の活動を強め、区政を動かすため全力で奮闘していく決意です。

今回の区議会議員選挙は、国政問題も重大な争点となり、有権者も国政問題に大きな関心を寄せる中での選挙でした。日本を海外で戦争する国にしているのかが、するどく問われた選挙となりました。

集団的自衛権の行使は、日本が直接武力攻撃を受けなくても、米国のすすめる侵略戦争にも自衛隊が戦闘地域のすぐそばまで行き、米軍に武器や燃料の提供をするものです。安倍首相も国会で、100%安全とは言ったことはないと答え、攻撃を受ければ武器の使用を認めました。まさに、武力行使にあたり、憲法学者も国会でそろって、集団的自衛権の容認は憲法違反と証言しました。

私たち日本共産党は、区議選で、子どもや孫が戦争にかり出されるなど絶対に許すわけにはいかない、戦争反対の願いは党派を超えて日本共産党へと訴えました。この

呼びかけは、多くの区民から賛同が寄せられたと確信しています。ある70歳代の女性は、「初めての孫が誕生したばかり。目に入れても痛くないほど可愛い。この子を絶対に戦争にとられるわけにはいかない」と戦争法案反対の署名に真剣にサインしました。戦争だけは許さない。この一点で国民的な共同を広げてまいります。港区議会各会派・各議員のみなさんにもこの一点での共同をよびかけます。

私たちは、6月10日、武井区長へ戦争法案に反対の表明をするよう申し入れました。

あわせて、横田基地へのオスプレイ配備に対しても、反対の意思表示をすることも申し入れ致しました。

この二つの申し入れについて、港区民の命と平和を守る立場での早期回答を期待します。

区議会議員選挙では、区民の暮らしを守る立場で、私たちは政策と公約を訴えました。その大きな柱は、港区がため込んだ、1179億円もの積立金のほんの一部を活用すれば、子育て支援も、高齢者応援でも、大きな転換ができるという内容です。

いくつかの特徴を紹介します。

「子育て応援」では、待機児童解消へ区立認可保育園の増設、新たな私立認可保育園は、園庭のある保育園を、区立幼稚園の3歳児保育の定員を増やす、子育て世代の家賃助成、入学支度金の支給、小学校・中学校給食の無料化、高校生の医療費無料化。

「高齢者の生活応援」では、特別養護老人ホームやグループホームの増設、70歳以上の医療費の無料化、国保料、介護保険料の引き下げ、高齢者の民間賃貸住宅家賃助成、高齢者集合住宅の建設、1人暮らし高齢者への見守り、サポート体制の強化、などです。私たちは、これらの公約実現へ、決意も新たに取り組んでいきます。

具体的に質問に入ります。

**高すぎる国民健康保険料の引き下げです。**

10数年間連続して国保料が値上げされてきました。自営業者からは「高すぎて払えない」と悲鳴があがっています。区は、23区の統一性などを理由に、引き下げはできないと頑なな態度を一貫してとってきました。

今重要なのは、悲鳴を上げている、加入者の立場にたって、対策をとることではないでしょうか。国保料引き下げについて、答弁を求めます。

## 【区長答弁】

最初に、国民健康保険料の引き下げについてのお尋ねです。

特別区の国民健康保険制度は、医療給付と保険料水準の均衡を図り、23区が一体

的統一性をもって運営する必要があることから、同一所得で同一世帯構成であれば同一保険料となる統一の保険料方式をとっております。

このため、区独自に保険料を引き下げることが困難であると考えておりますが、これまでも全国市長会を通じて国に対して、特に低所得者層に対する保険料負担軽減策の拡充・強化などを求めてまいりました。

今後も、保険料の負担軽減を国の責任において実施するよう、特別区長会を通じて引き続き要望してまいります。

#### **次に介護保険料の引き下げを求めます。**

今年度、介護保険料が値上げになりました。基準額が6245円となり、東京都全体で一番高い自治体が港区になってしまったのです。

日本共産党は、一般財源を使えば保険料を引き下げられると提案してきました。介護保険制度が始まる時の国会審議で、政府の答弁でも、各自治体が一般財源の活用を判断することを否定していません。

一般財源の活用で保険料軽減を決断すべきです。答弁を求めます。

#### **【区長答弁】**

次に、一般財源の活用による介護保険料の引き下げについてのお尋ねです。

区は、特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護施設の整備の推進など、介護サービスの向上に積極的に取り組んでおります。また、要介護認定者の割合は増加傾向にあり、保険給付費の増加が保険料の上昇要因となっております。

介護保険制度では、介護サービスを賄う財源を保険料と公費によって一定の割合で負担することが定められています。

区の一般財源を活用して保険料を引き下げるとは、介護保険の財源構成を崩し、給付と負担の関係を不明確にするため、一般財源の活用による保険料の引き下げは適当でないと考えております。

**次に東日本大震災の「集中復興期間」の延長を求める要望書提出について質問します。**

復興庁は、復興事業を国が全額負担してきた集中復興期間を終了し、2016年4月から被災自治体に一部負担を求める方針を示しました。高台移転などの「基幹事業」の全額国費負担は継続するものの、被災自治体が復興のために実施する「効果促進事業」には、一部負担を求めるといいます。

この方針提起を受けた被災自治体から、強い批判があがっています。被災自治体の多くは、津波でそれまでの防災で取り組んでいたものが破壊され、多くの住民が亡くなりました。まち全体が津波にのみこまれた自治体もたくさんあります。その反省と教訓に立ち、安全なまちをつくろうとしています。

被災自治体への一部負担の対象事業は、例えば、高台移転は基幹事業で、かさ上げは効果促進事業です。どちらも真の復興へ欠かせないのに振り分けるといえるのです。

東日本大震災の真の復興は、国をあげての大きな課題だと思います。被災地では、被災から4年以上たったのに、いまだに仮設住宅で暮らす方がたくさんいます。すべての被災者が仮設住宅から復興住宅などに住むことができるまでは、最低限国がきちんとした支援を継続するのは当然だと思います。

国に対して、東日本大震災の「集中復興期間」を延長するよう要望すべきです。答弁を求めます。

議長に対しても、議会として同様の意見書提出を強く要望いたします。

#### 【区長答弁】

次に、東日本大震災の「集中復興期間」の延長を求める要望書提出についてのお尋ねです。

東日本大震災の復興事業を、原則、全額国費負担で実施してきた「集中復興期間」が、平成27年度に終了することに伴い、被災4県は国に対し、「集中復興期間」の延長を要望しました。

また、国は6月3日、「集中復興期間」終了後の復興事業で、被災自治体に一部負担を求める方針を示しました。

これらを踏まえ、6月10日、区も加入しております全国市長会は、国に対し平成28年度以降の復興予算について、被災自治体に負担を求めることなく財政措置を講ずることを要請しました。

このことから、区単独で「集中復興期間」の延長を求める要望書を提出することは考えておりませんが、引き続き、被災地支援を行っていくとともに、国の動向を注視してまいります。

#### 次に区の入札制度の改善について質問します。

区は、工事請負契約の入札制度で予定価格と最低制限価格を事前公表しています。しかし、この間矛盾もでてきています。資材価格は労務費が高騰し、価格や人手不足などを原因に公共工事の入札不調が相次いで発生し、港区でも区が発注した公共工事が契約期限を過ぎても完了しないことも起きました。人手不足の要因としては、長引

く不況で建設業が縮小し、技能労働者、特に専門技術者の育成が十分に行われてこなかったことが上げられます。

そこで、国は法改正を行いました。昨年6月に「改正 公共工事の品質確保の促進に関する法律（改正品確法）」が施行されました。「現在及び将来の公共工事の品質確保」と「担い手の中長期的な育成・確保」を新たに目的として追加し、その実現のための発注者の責務を明記しました。

国土交通省は、すべての自治体発注者が「発注者の責務」を果たすために、自らの発注体制や地域の実状に応じて発注関係事務をおこなえるよう、「発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針」（運用指針）を1月30日に策定しました。

わかりやすく言えば、発注者である自治体の責務を明確にし、適正な積算による予定価格にすることなどをまとめました。

この中では、公共工事の品質確保の担い手である人材の育成と確保のために、適正な利潤を確保するためにも、予定価格を適正に定めることが不可欠だと指摘しています。この点で、現在の区の予定価格の積算方法は、東京都の見積もり基準をもとに積算し、その基準に単価に無いものは、建設物価、積算資料や公表カタログ価格とともに3社からメーカー見積もりを受け予定価格を算出しています。しかし予定価格に反映するのは、3社の中で一番低い見積額を採用しています。せめて3社の平均額を採用するなど改善も必要だと思います。

国土交通省の指針では、入札しても落札者がなかった場合は、発注者の積算した予定価格と事業者の応札額に開きがあるときは、入札参加者から工事の見積もりを徴収し、その見積もりを活用して積算内容を見直すなども具体的に指摘しています。

そして、予定価格と最低制限価格は、入札の前には公表するべきではないと指針に盛り込みました。

区民が利用する施設などを安全で快適に利用できる公共施設にしていくためにも、区は、国の運用指針をふまえ、予定価格及び最低宣言価格の公表のあり方について、早急に検討すべきです。答弁を求めます。

### 【区長答弁】

次に、区の入札制度の改善についてのお尋ねです。

区では、現在、入札・契約手続きのより一層の透明性を確保するため、工事請負契約の入札において、予定価格と最低制限価格の事前公表を行っております。

入札に当たっては、入札金額が適切に積算されていることを確認するため、金額の内訳の提出を求め、不適切な入札を防止しております。また、工事期間中においては、適切に工事成績評価を実施し、工事の品質確保に努めております。

引き続き、国や他自治体の動向に留意しながら、入札制度の更なる適正化に向け、予定価格と最低制限価格の公表のあり方について、検討してまいります。

**次に賞味期限が迫る備蓄品の有効活用について質問します。**

新聞に、「一般社団法人を通じて、期限切れが近づいた災害用の備蓄食料品等を災害支援や貧困層支援に提供する。千代田区などから3トン超」との記事が掲載されました。

港区では今まで、賞味期限が近付いたものは防災訓練などで配るなど有効利用をしていますが、2012年度（平成24年度）で5.1トン。2013年度（平成25年度）で3.6トンを廃棄しているとのこと。

2月26日、みなと清掃事務所が事務局を務める「港区3R推進行動会議」主催で「会社に保管した備蓄食糧をムダにしないセミナー」が開かれました。案内チラシによれば「日本では年間約1700万トンの食品廃棄物が排出されています。その中の500～800万トンはまだ食べられる食品といわれています。本セミナーでは、備蓄品をムダにしないで有効活用する工夫を紹介します。」としています。

民間には「備蓄品の活用」をすすめながら、同じ港区が「備蓄品」を廃棄している。やることが逆立ちしていませんか。

一般社団法人の受け入れ態勢もあると思いますが、賞味期限の近付いた備蓄品の有効活用について、早急に相談すべきです。答弁を求めます。

#### 【区長答弁】

次に、賞味期限が迫る備蓄品の有効活用についてのお尋ねです。

区では、賞味期限の近い備蓄品を、これまで地域での防災訓練や教育施設での防災学習の際の普及啓発品として、有効活用をしております。

また、民間協力団体と連携した備蓄品の有効活用については、平成26年度から、他自治体の備蓄品を海外へ提供した実績のある民間協力団体と、提供に適した備蓄品の種類や提供方法等について、協議を進めております。

引き続き、賞味期限が迫る備蓄品については、様々な方法での有効活用に取り組んでまいります。

**次にちいばすの路線拡大、改善について質問します。**

昨年12月に、みなとパーク芝浦が開設しましたが、施設は駅から遠くなり、私たちは「ちいばす」を「パーク芝浦まで走らせるべき」と質問してきました。

このことはわが党区議団だけでなく、港区老人クラブ連合会、リーブラ利用者団体の婦人団体連合会でも要望が出されています。

田町ルート、芝ルートは、一刻も早くみなとパーク芝浦まで延伸（周回）すべきで

す。

ちいばすが運行され10年が経過しましたが、白金・白金台・三田5丁目が空白地域です。

白金台2、5丁目地域、白金6丁目地域などでは高輪総合支所、高輪図書館に行くにも不便です。

昨年3月に発表された「港区基本計画・高輪地区版計画」等では、ちいばすのルート拡大を望む声がたくさん寄せられています。

「ちいばすの路線。高輪は坂が多く、都バスが少ない。高輪支所～五反田駅への路線希望」「白金いきいきプラザ、高輪いきいきプラザにも、ちいばすを走らせてほしい」等々です。

白金、白金台、三田5丁目地域にちいばすを走らせるべきです。

バス停にベンチと屋根の設置を急ぐこと。

乗客が増えている青山ルートを15分間隔にすること。

毎年サントリーホールで公演している「みなとシティーコーラス」は「ふれあい文化健康財団」が主催しています。区長も鑑賞しています。

「シティーコーラス」は赤坂区民センターを中心に毎週練習していますが、練習が終わる時間には「ちいばす」はありません。終バスの延長は切実な願いです。終バスを延長すべきです。

障害者、妊産婦、70歳以上の人と同様、要介護認定者も無料にすべきです。それぞれ答弁を求めます。

### 【区長答弁】

次に、ちいばすの路線拡大、改善についてのお尋ねです。

まず、田町ルート、芝ルートのみなとパーク芝浦までの延伸についてです。

両ルートで田町駅東口を越えて、みなとパーク芝浦へ延伸した場合は、運行時間の延長に伴う車両追加やダイヤ調整が複雑になるなどの課題があります。

芝浦港南ルートも含め、みなとパーク芝浦の利用者が、ちいばすを利用する際の課題を整理したうえで、交通管理者との協議を経て、港区地域公共交通会議に諮り、検討を進めてまいります。

次に、白金、白金台、三田五丁目地域でのちいばすの運行についてのお尋ねです。

白金、白金台、三田五丁目地域につきましては、恵比寿通り、明治通りに都バス

が運行されていること、また、地域内の道路が狭く、安全運行に課題があることなどから、同地域でのちいばすの路線拡大は困難な状況です。

そのため、平成26年度に高輪地区総合支所管内の各施設利用者を対象に移動の実態調査を行うと共に、乗合タクシー等の可能性について検討を行いました。依然として課題が存在するため、今後も引き続き検討してまいります。

次に、バス停へのベンチと屋根の設置についてのお尋ねです。

バス停へのベンチ及び屋根の設置につきましては、利用状況、歩道幅員、地下埋設物など道路状況を勘案し、道路管理者や交通管理者と調整を図りながら、設置可能な場所から設置しており、昨年までにベンチ44箇所、屋根17か所を設置しました。

なお、今年度は、麻布西ルートの本村小学校入口にベンチを設置しました。屋根の設置については、青山ルート of 青山二丁目交差点の両側で調査を予定しております。引き続き設置について努めてまいります。

次に、青山ルートの運行間隔についてのお尋ねです。

ちいばすは、田町ルートを除き、概ね20分間隔で運行しております。

運行間隔を短くすることにより、サービスの向上が図られる一方、車両購入費や人件費など運行に伴う経費が大きく増大することとなります。

そのため、運行間隔につきましては、今後も利用者の推移や収支率への影響などを考慮し、引き続き検討してまいります。

次に、終バスの延長についてのお尋ねです。

ちいばすは、どの時間帯でも、毎時定刻になるようにダイヤを組んでおり、終バスを延長する場合は、ダイヤの定時性を維持して増便をするか、最終時間帯に待機して終バスの運行時間を延長することになります。

平成26年度の移動実態調査では遅い時間帯の利用者、要望とも少ないという結果が出ております。終バスの延長については、今後の利用状況等を見ながら、検討課題としてまいります。

次に、要介護認定者の運賃の無料化についてのお尋ねです。

区は、高齢者、障害者、妊産婦等の社会参加を助長し、福祉の向上を図ることを目的として、コミュニティバスの乗車運賃を助成しております。

70歳以上の高齢者については、住民税が非課税の方及び東京都シルバーパスを所持している方については無料で、住民税が課税となる方については年間1,000円の負担をいただいております。

現在、要介護認定者のうち約96%は70歳以上の高齢者となっております。



どの方がコミュニティバスの運賃の助成の対象となっております。

**次に感震ブレーカー設置助成について質問します。**

地震後の電気の再通電時における出火防止対策として、避難時にブレーカーを遮断することを知ってもらうとともに、自動的に電源を遮断できる感震ブレーカーの設置は重要です。高層住宅での火災はハシゴ車も届かないため、港区での導入は急がれます。

中央防災会議も感震ブレーカーの普及により死者は4割以上減らせるといいます。国の「緊急対策推進基本計画（首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策の推進に関する基本的な計画）」でも感震ブレーカーについて「目標を持って推進する」としています。

最近では一定の揺れを感知したら電源を遮断するもの、停電後に復電したときに電源を遮断するもの、両方を組み合わせたものなど改良がすすんでいます。

① 震ブレーカーの助成をすること、②高齢者には無料で設置すること。

答弁を求めます。

**【区長答弁】**

次に、感震(かんしん)ブレーカーの設置助成についてのお尋ねです。

感震(かんしん)ブレーカーは電気火災の防止対策として有効な手段の一つであり、特別区長会においても国に補助制度を創設するよう要望しております。

感震(かんしん)ブレーカーの種類によっては、災害時に非常灯や冷蔵庫、医療機器など、必要な電源を遮断してしまうというもあります。

現在、木造住宅密集地域を多く抱える自治体では、国と連携し、推奨する機器や機能などの検証を始めた段階です。助成に向けてはそれらの動向を見極め、引き続き検討してまいります。

**次に国有地、都有地の活用について質問します。**

北青山2丁目の公務員宿舎は民間マンションが完成。南青山6丁目の建設省青山住宅・学生寮・建設共済会館の跡地は大きなマンションが完成。南青山2丁目・都営住宅跡地は三井不動産がマンション建設中、南青山5丁目・公務員青山住宅は三菱地所が高級マンション建設中、南青山1丁目・都営住宅跡地は隣地と一体的に開発が進んでいます。（都交通局所有・73年の定期借地権付きで日本土地建物㈱に貸付）多くの国有地や都有地が大手不動産に提供されています。

赤坂7丁目・都営住宅跡地は更地のまま。閉鎖されたままの関東財務局青山住宅（南青山2丁目）などもあります。

さらに、南青山4丁目のホテルフロラシオン（教職員組合共済会）も昨年12月末で閉鎖になりました。農林省の南青山会館・宿舎（南青山5丁目・宿舎は昨年）も2月末で閉鎖。解体が始まっています。これらはほんの一部だと思います。放置しておけば、公有地が、大企業のもうけのために提供されかねません。

例えば、区立保育園や特養ホームをはじめとする区施設等の建設用地、首都直下地震の発生確率が高まっているときだけに、国や東京都から低廉な価格で購入する、借りるなどして近隣住民が避難できるように芝生公園や広場として確保する。また、国、東京都にも、防災上の観点から空地として確保するよう要求すること。それぞれ答弁を求めます。

白金二丁目の都職員住宅跡地は、東京都から購入する、借りるなどして、防災公園や区民要望の強い福祉施設としての活用を進めるべきです。答弁を求めます。

#### 【区長答弁】

次に、国有地、都有地の活用についてのお尋ねです。

まず、避難場所としての確保についてです。

区は、これまでも、区内にある未利用の国有地や都有地のうち、売却の意向があり、公園や区施設の整備用地として適合性があると判断した用地を取得してまいりました。

公園や施設整備においては、防災・避難場所としての機能について検討しております。

今後も引き続き、用地の活用においては、防災・避難場所としての機能について検討してまいります。

次に、国、東京都に対する空地の確保に関する要望についてのお尋ねです。

これまで、区は、国や東京都に対し、特別区長会を通じ、未利用公有地の情報提供や積極的な貸付の要望をしてまいりました。

国や東京都の土地利用に関する計画がなく、区の災害対策上、オープンスペースなどとして有効な土地については、防災機能を含めた活用についても考慮するよう、引き続き国や東京都に対し要望してまいります。

次に、白金二丁目都職員住宅跡地の防災公園・福祉施設としての活用についてのお尋ねです。

この都有地は、現在、高輪消防署の訓練用地として活用が図られております。安全・安心の確保や防災、福祉などを総合的に考慮した跡地活用について、引き続き東京都

に要望していくとともに、今後の活用の協議に向けて情報収集に努めてまいります。

#### 次に大阪都構想について質問します。

橋下市長は、政令市である大阪市を廃止し、5つの「特別区」にすることを住民投票にかけました。大阪市民は、大阪市を残す結果を選択しました。大阪市民に混乱を持ち込んだ橋下市長の責任は重大です。

区長は4月15日の定例記者発表で、記者から「大阪都構想について、どうご覧になっているか」と問われ、「取り組みとしては評価する」と答えられたとの報道がありました。

戦後、地方自治法の施行とともに、東京の25区は23区に再編され、当初は特別区には市と同等の権限が与えられたが、「強力な基礎的自治体があると大都市の一体的行政運営を阻害する」と、6年後には、区長公選制が廃止され、財政調整権も失いました。

港区を含め23区の長年にわたる自治権拡充の運動の結果、75年に区長公選制は復活。その後の運動で基礎的自治体になり、保健所や清掃など身近な事務の移譲は進んできましたが、財政調整制度では、都と区側の対立は続いています。

このように、区議会、行政、区民の長年の運動を良く知っている区長が、大阪市をなくし「特別区」にしたら「23区」・港区が苦しんだ道を大阪市民が「歩むことになる」ことに思いをよせなかったのでしょうか。

「自治権拡充の長い運動・たたかい」についてどう考えているのか。答弁を求めます。

#### 【区長答弁】

次に、大阪都構想についてのお尋ねです。

去る5月17日、大阪都構想の是非を問う住民投票が行われました。

その内容はともかく、自分たちの自治体のあるべき姿をそれぞれの地域で考え、その実現に向けて市民自ら行動していくことは、大変大切なことと考えております。

自治体の将来像を定め、自治を高めていくことについては、取り組みとして評価をしているというところでございます。

もちろん、特別区の自治権の拡充について取り組んでいくことに、いささかも変わるものではございません。

これからも、区議会、また、区民の皆様とともに、さらなる特別区の自治権拡充に向け取り組んでまいります。

次に、みなとパーク芝浦の駐車場料金の無料化について質問します。

日本共産党は、みなとパーク芝浦の駐車場料金の無料化を、ずっとと要求してきました。一番最初は昨年10月7日の決算特別委員会です。その後、10月23日のまちづくり子育て等対策特別委員会でも、さらに今年予算特別委員会でも重ねて質問し・要求してきました。

利用者の改善を求める声を改めて紹介します。「駐車場の使用が気軽にできたので車で通っていたが、ジム用品が重いのでバスや電車では通えません。無料でとは言いませんが、せめて1時間100円などにしていただくとありがたいですし、年寄りもプールでの歩行などに通わせやすい(55歳女性)」。「駐車料がかからないようにしてほしい(42歳男性)」。「道具が大きく重たいので車を利用しています。道具セッティング、的の用意、片づけで40分ほど要します。駐車場代が高過ぎてスポーツができる値段とつり合いません。最低でも3時間の練習が必要です。練習時間分の駐車代をフリーにしてください(女性)」。

この利用者の声を真正面に受け止め、みなとパーク芝浦の地下駐車場利用料金を無料にすべきです。答弁を求めます。

#### 【区長答弁】

最後に、みなとパーク芝浦の駐車料金の無料化についてのお尋ねです。

みなとパーク芝浦の駐車場は、駅に近接する大規模な駐車場であることから、施設利用者以外の駐車抑制や、運営経費の縮減等を図る必要があります。

そのため、利用者や障害者等に対する割引措置を適切に講じた上で、駐車場運営事業者による有料での運営を実施しております。

施設開設から半年が経過いたしました。区は、利用者の方々から割引措置の拡大等のご要望をいただいていることも踏まえ、利用状況等の検証を進め、駐車場運営の改善を検討してまいります。

次に区立図書館の開館時間の延長について質問します。

区民の教育と文化の発展に寄与するため、港区には、6図書館と1分室が設置されています。

図書館の開館時間は、平日が午前9時から午後8時。土曜日、日曜日、祝日は午前9時から午後5時です。

区立図書館の来館者を対象に、2014年2月24日から3月9日まで行ったアンケート調査では、全体で1,407件回収され、中でも図書館の開館時間の延長を望

む声が自由意見で143件、そのうち土日祝日の延長求める声は102と多数です。

他区では、土曜日の開館時間は、午後8時以降が大半で、港区の午後5時まではあまりにも早い時間です。

区民の要望に応え、当面、土曜日の開館時間の延長を図るべきです。その際には、職員を増員して、体制をとるべきです。答弁を求めます。

### 【教育長答弁】

最初に、区立図書館の開館時間の延長についてのお尋ねです。

開館時間については、来館者アンケートなどでも、延長を望む声が寄せられています。

土曜日の開館時間の延長とそれともなう職員の体制につきましては、区民や在勤者など利用者のニーズに応じた、効果的・効率的な実施方法について引き続き検討してまいります。

### 関連して区立図書館の指定管理者制度導入についてです。

公の施設の管理運営を民間企業等に委ねる指定管理者制度は、2003年の地方自治法改正により進められ、区立図書館にも2009年から導入されました。

指定管理者制度の問題点については、今までにも述べてきましたが、人件費にしわ寄せすることで利益を生みださざるを得ません。港区がワーキングプアを生み出しています。

2008年6月の図書館法改正の国会審議で文部科学大臣は「長期的視野にたった運営が難しい。図書館に指定管理者制度はなじまない」と答弁しています。

2010年12月の総務省自治行政局長「指定管理者制度の運用について」、では、「個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっている」など8項目の留意点を述べ、この通知を出す以前の参議院内閣委員会の質疑でも、「図書館とか知に属する、知の領域に属するものは指定管理者制度の対象から外す、明らかになじまない」と答弁しています。

区立図書館の指定管理者制度導入はやめ、直営に戻すこと。答弁を求めます。

### 【教育長答弁】

次に、区立図書館の指定管理者制度導入についてです。

区立図書館では、平成21年4月から指定管理者制度を導入することで、月曜開館を実施するなどサービスの充実を図りました。

また、指定管理者が自主的に図書館で行っている「英語落語会」や「大人の趣味講座」、東京海洋大学と連携した「海がめ講座」など大変好評を得ております。

来館者アンケートの結果からも、指定管理者制度導入前に比べ、接客への評価など図書館サービス全般に対する満足度が向上し、区民サービスは確実に向上したと考えております。

今後とも、適正な指定管理者制度の運用により、安全で安心できる施設の運営と区民・利用者サービスの維持、向上に努めてまいります。

### **最後に小学校の移動教室・夏季学園の中止決定後の対策をお聞きします。**

教育委員会は、箱根山の噴火情報を収集した結果、6月実施予定の小学校の移動教室の中止を決定しました。児童の安全を願う保護者の心配や不安を考えれば、やむを得ない措置であると思います。しかし、同時に、小学5・6年生の中で、ずっと待ちに待ってたのに行けなくなってすっかり落ち込んでいる児童もいます。保護者からは、「あんなに楽しみにしていたのに、かわいそうだ」との声も寄せられています。一生に一度の大きなイベントが無くなってしまったのですから、その気持ちはよくわかります。

そこで、提案します。移動教室・夏季学園の時期や場所を変更し実施できないかという提案です。例えば、他区の施設活用も含め検討してはどうでしょうか。

ここで大事なのは、子どもたちの気持ちを一番に考え対策をとることだと思います。是非、この立場での検討と対策をとるべきです。答弁を求めます。

### **【教育長答弁】**

最後に、小学校の移動教室・夏季学園の中止決定後の対策についてのお尋ねです。

大涌谷周辺では引き続き小規模噴火の可能性が指摘されているため、区は、児童の安全を最優先し、今年度の小学校移動教室および夏季学園を中止いたしました。

移動教室や夏季学園は、子どもにとって大切な思い出となる体験学習の場です。そのため、小学校の受入実績がある公的施設を中心に、箱根ニコニコ高原学園に代わる実施場所を検討してまいりました。

その結果、今年度の移動教室は、葛飾区が運営する、栃木県・日光林間学園で、11月から3月までの期間、2泊3日の日程で実施することといたしました。

また、夏季学園については、板橋区が運営する、群馬県・榛名林間学園で、7月から8月までの期間、1泊2日の日程で実施いたします。